

## 第53回 神戸市文化財保護審議会次第

日時 令和4年8月29日（月）10:00～

場所 市役所4号館1階 危機管理センター本部員会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 「指定文化財の指定」の諮問の件

(2) 報告事項

① 文化財保存活用地域計画の認定について

② 神戸歴史遺産の進捗状況について

③ 事業概要（令和3年度報告・令和4年度計画）

3 閉 会

神戸市文化財保護審議会委員名簿

※委員任期 令和3年7月15日から令和5年7月14日（任期2年）

	担当部門	氏名	役職等、( )内は専門分野
1	建築	黒田 龍二	神戸大学名誉教授 (建築史)
2	建築	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授 (近代建築)
3	建築	大林 潤	奈良文化財研究所 建造物研究室長 (建築史)
4	建築	三輪 康一	神戸大学名誉教授 (伝統的建造物・都市景観)
5	美術工芸品	筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授 (絵画史)
6	美術工芸品	岩田 茂樹	奈良国立博物館 名誉館員 (彫刻史)
7	民俗	大江 篤	園田学園女子大学学長 (民俗学)
8	歴史	市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授 (中世史)
9	歴史	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長 (近世史)
10	歴史	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 (近代史)
11	歴史	黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館名誉館長 (考古学)
12	歴史	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 (考古学)
13	記念物	林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科客員教授 (庭園史)
14	記念物	石丸 京子	県立尼崎の森中央緑地 生物多様性 チーフコーディネーター (植物学)



令和4年8月29日

神戸市文化財保護審議会 会長 様

神戸市長 久元 喜造

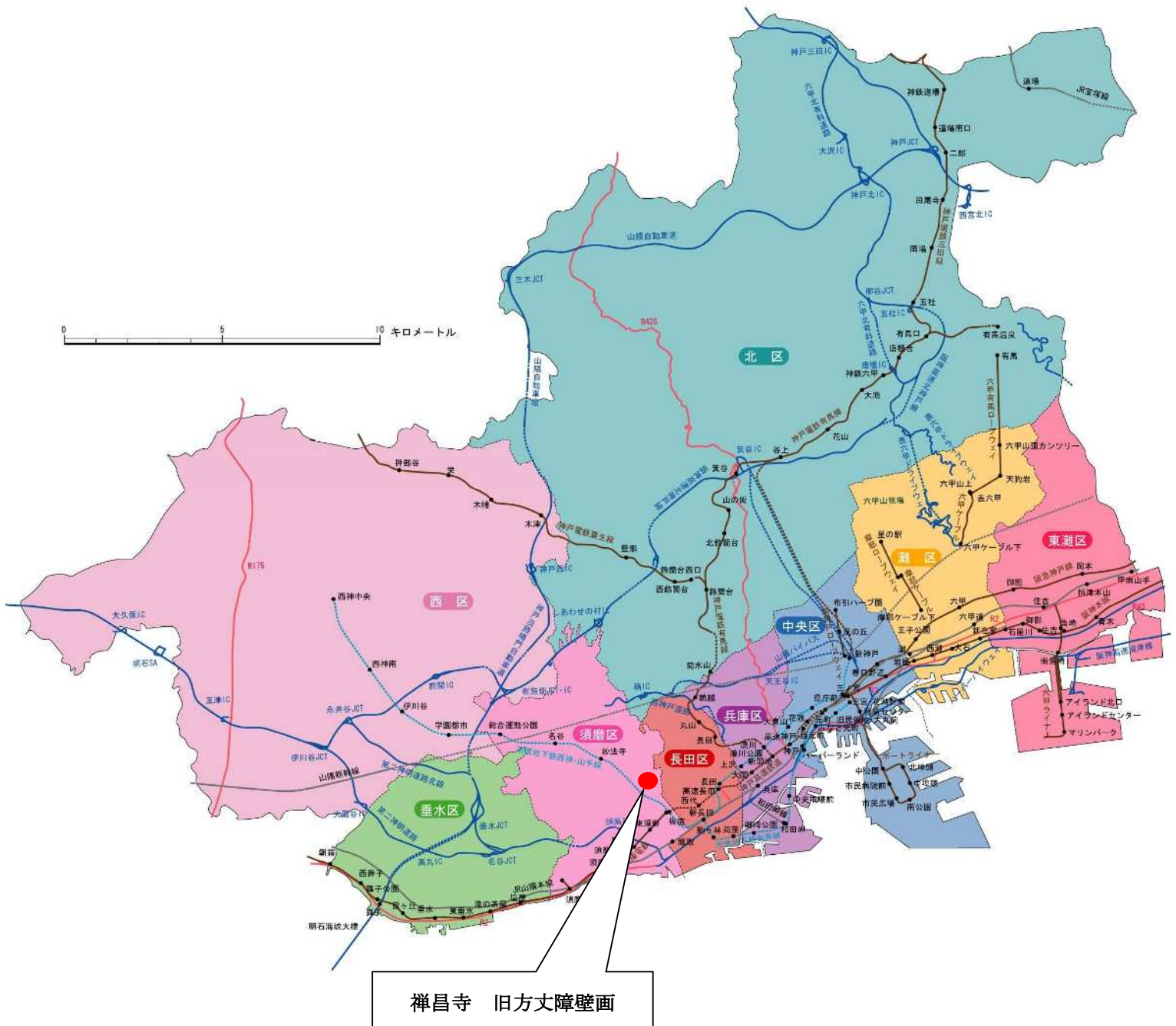
諮 問

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）の規定による神戸市指定有形文化財の指定（第6条第1項）について別紙の候補物件を同条例第67条の規定により諮問します。

## 令和 4 年度神戸市指定文化財諮問物件一覧

種 類			名 称	数 量	所 在 地
			所有者 (管理者)		概 要
指 定	有 形 文 化 財	絵 画	禅昌寺旧方丈障壁画	1 件 9 点	須磨区禅昌寺町 2 丁目 5 番 1 号
			宗教法人 禅昌寺		(年代) 江戸時代 (17 世紀前半)

# 令和4年度 神戸市指定文化財諮問予定物件位置図



指 定 等 件 数 一 覧

種		類	令和3年度 までの累計	今 回 諮問件数	合 計
指 定	有 形 文 化 財	建 造 物	26	—	26
		絵 画	10	1	(11)
		彫 刻	23	—	23
		工 芸 品	7	—	7
		書 跡・古 文 書	5	—	5
		歴 史 資 料	1	—	1
		考 古 資 料	15	—	15
		石 造 物	15	—	15
	民 俗 文 化 財	有 形 民 俗	1	—	1
		無 形 民 俗	1	—	1
	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	史 跡	8	—	8
		名 勝	6	—	6
		天 然 記 念 物	7	—	7
小 計			125	1	(126)
登 録	有 形 文 化 財	建 造 物	19	—	19
	民 俗 文 化 財	無 形 民 俗	24	—	24
小 計			43	—	43
認 定	地 域 文 化 財	無 形 民 俗	4	—	4
		史 跡	11	—	11
小 計			15	—	15
指 定	文 化 環 境 保 存 区 域		9	—	9
選 定	歴 史 的 建 造 物		47	—	47
合 計			239	1	(240)

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区			
有形文化財	建造物	⑳旧乾家住宅（21追加指定） 29塩野家住宅	27六甲八幡神社・本社本殿		⑨塩田八幡宮本殿・八幡神社本殿・舞台（六條八幡）・八多神社本殿 ⑩淡河八幡神社本殿（附） ⑭谷家住宅 ・前田家住宅・永福家住宅・百済家住宅⑮大前家住宅 21淵上家住宅 30箱木家住宅 土蔵 R2 番匠家住宅・大前家住宅 R3素盞鳴尊神社 【登録】⑨・片山家住宅・大前家住宅・南部家住宅・溝下家住宅 ⑩乗池家住宅・清内家住宅・赤井家住宅 ・薬師堂 ⑪山中家住宅⑫寿福寺庫裏・永徳寺本堂・林家住宅 ⑬番匠家住宅・畠田家住宅・林家住宅・天満神社本殿覆屋⑭辻尾家住宅 ⑰平井家住宅・21大前家住宅 22岡家住宅			23 旧ジェームス家住宅	⑨近江寺本堂  住吉神社本殿 ⑩春日神社本殿・拝殿幣殿・舞台（平野町）  性海寺八幡神社本殿・性海寺本堂（附）  【登録】⑩田中家住宅（平野町印路）  ⑪龍象院本堂	指定/26     登録/19		
	絵画		⑯絹本着色弥勒曼荼羅（天上寺）		⑩紙本着色丹生山明要寺参詣曼荼羅図・絹本墨画群猫図（丹生宝庫内） ⑪絹本着色一万三千仏図（市博寄託）⑫絹本着色釈迦三尊画像（石峯寺）		⑫紙本着色平敦盛画像（福祥寺） ⑬絹本着色月庵宗光禅師頂相（禅昌寺） 22絹本着色天台四祖像（福祥寺） 24絹本着色両界曼荼羅（妙法寺）  R4禅昌寺旧方丈障壁画（禅昌寺）		⑭絹本着色如意輪観音画像（性海寺）	(指定/11)		
	彫刻				⑬木造十一面観世音菩薩立像（薬仙寺）	⑨木造阿弥陀如来立像・木造聖観音立像（寿福寺）⑩薬師如来坐像（道場・平田薬師堂）⑬木造毘沙門天立像（温泉寺） 21木造薬師如来坐像（石峯寺）	⑪木造阿弥陀三尊像（海泉寺）⑫木造板五輪卒塔婆（常福寺）	⑯木造毘沙門天立像（福祥寺） ⑰木造聖観音立像・木造薬師如来坐像（妙法寺）  28木造十二面観音菩薩坐像（禅昌寺） 30木造伎楽面・崑崙（社伝抜頭）（綱敷天満宮・市博寄託）	⑮転法輪寺木彫群 27転法輪寺・木造四天王立像	⑨木造金剛力士像（薬師寺）⑩木造阿弥陀如来立像（枝吉・常葉寺）⑭木造阿弥陀如来坐像（如意寺）⑯木造不動明王立像（太山寺） R3木造十一面観音菩薩坐像（如意寺）  ⑳木造獅子・狛犬（太山寺）、木造伝三所権現坐像（太山寺） 24木造四天王立像（太山寺）	指定/23	
	工芸品			⑳蒔絵桜花南蛮人文絵鞍（神戸市立博物館） 25金銅板製経箱（神戸市立博物館）					⑭銅製鍍金釣燈籠（福祥寺）、⑮銅製鍍金釣燈籠（妙法寺） 28 九条袈裟伝月庵宗光所用（禅昌寺）		⑮銅製鍍金宝珠鈴（太山寺）・青磁（太山寺）	指定/7
	書跡・古文書			⑭太山寺文書（市博寄託）⑮紺紙金字大吉祥陀羅尼經仏説宝賢陀羅尼經（太山寺） 25和田岬・湊川砲台関係史料（神戸市立博物館）	⑰岡方文書（文書館寄託）						⑮性海寺文書（性海寺）	指定/5
	歴史資料			28 神戸外国人居留地計画図（市立博物館・市立中央図書館）								指定/1
	考古資料										⑨狩口台きつね塚古墳出土品（埋文C） ⑩滝の奥経塚出土品（埋文C） ⑬本山遺跡出土弥生時代前期木製品等（埋文C）、新方遺跡（野手・西方地点）出土人骨（"）⑯銅鑄型未製品（埋文C） ⑳白水瓢塚古墳出土遺物（埋文C）、塩田北山東古墳出土品（埋文C）、21史跡五色塚古墳・小壺古墳出土品（埋文C）（R2追加指定）、24北青木遺跡出土銅鐸（埋文C）、24本山遺跡出土銅鐸（埋文C）、26深江北町遺跡出土木簡・墨書土器（埋文C）（30追加指定）、27上沢遺跡出土佐波理鏡（埋文C）、28白水遺跡梵鐘鑄造遺構出土品（埋文C）、R1 祇園遺跡出土玳瑁小椀（埋文C）、R2 高津橋大塚古墳出土品（埋文C）	
石造物	⑯平野備前守忠勝参り墓石室（中勝寺）			⑭題目板碑（久遠寺）	⑪宝篋印塔（通称：畑ノ辻塔）（山田町原野） ⑫温泉寺 石造五輪塔（有馬町） ⑬宝篋印塔（清光寺/山田町中）⑮宝篋印塔（切畑墓園）五輪塔（柳谷墓園）⑯石灯籠（大歳神社）・石灯籠（杉尾神社）・石灯籠（八阪神社）⑰宝篋印塔（小部峠）		⑨敦盛塚石造五輪塔⑩有馬家墓所地蔵石仏（大手町）  ⑰笠塔婆（北向八幡神社）		⑬しばり地蔵石仏（平野町慶明）	指定/15		
有形民俗					⑯弁才船絵馬（敏馬神社）						指定/1	
無形民俗文化財	芸能											
	工芸技術											
無形民俗	⑨弓弦羽神社のだんじり ⑩保久良神社のだんじり、本住吉神社のだんじり	⑨河内国魂神社の猿田彦 ⑫船寺神社の獅子舞	【地域】⑨水陸普度勝会（関帝廟の盂蘭盆）、南京町春節祭	⑨兵庫木遣音頭 ⑩和田神社のだんじり	⑨熊野神社の獅子舞・南僧尾神楽獅子、六條八幡神社の流鏝馬神事・無動寺のオコナイ、原野六斎太鼓念佛・淡河八幡神社の御旅神事⑩雀のお頭（太福寺）  【地域】⑰有馬入初式（有馬町）	【地域】⑨長田マダン	⑨勝福寺の追儺式、妙法寺の追儺式、多井畑カネタタキ	⑨転法輪寺の追儺式 ⑩明王寺の追儺式	R2性海寺の追儺式 【登録】⑨神出町、三坂神社・大歳神社・嶋姫神社の獅子舞・近江寺の修正会・伊川谷惣社の獅子舞 ⑩前開八幡神社のシュウシ ⑪性海寺の追儺式	指定/1 登録/24		
史跡	【地域】⑨沢の井		⑰再度山大龍寺磨崖梵字岩	【地域】⑪塞神の碑及び塞神の松跡の碑（上祇園町）	⑨伝豊太閤湯山御殿跡⑩丹生山・明要寺参道町石群  【地域】⑮栗花落の井（山田町原野）	【地域】⑩腕塚（平忠度塚）（駒ヶ林）⑫菅公句の梅旧跡 ⑬平忠度洞塚（野田町）⑭監物太郎頼賢の碑 21平盛俊塚の碑	【地域】⑩松風村雨堂（離宮前町） ⑬那須與一墓所（妙法寺円満林）	⑨狩口台きつね塚古墳 23 大歳山遺跡	⑨太山寺磨崖不動明王 ⑩木津の六地藏磨崖仏（押部谷町）【地域】⑨野中の清水  ⑳端谷城跡（榎谷町）	認定/4 指定/8		
名勝	24 旧乾家住宅庭園									⑨歎喜院庭園（⑮門・土堀追加指定） ⑩福聚院庭園（榎谷町谷口）	指定/6	
天然記念物	⑩鷺の森のケヤキ（森北町） ⑭弓弦羽神社のムクノキ	⑮妙善寺のソテツ	⑰大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落		⑩素盞鳴尊神社の社叢（大沢町）・有間神社の社叢（有野町） 石峯寺、無動寺、八幡神社 【歴史的建造物・選定】石峯寺/本堂、鐘楼、鼓楼、仁王門、十輪院（土堀門）、竹林寺（土堀門） ⑫竹林寺本堂（淡河町神影） 無動寺/本堂、鐘楼、庫裡 八幡神社/拝殿、神饌所	⑩長田神社のクスノキ	⑩白川の石抱きカヤ				指定/7	
文環区域	保存区域 白鶴美術館		徳光院【歴史的建造物・選定】本堂、開山堂、鐘楼、弁天堂、山門				福祥寺【歴史的建造物・選定】本堂、護摩堂、大師堂、鐘楼、書院、仁王門		本堂寺、如意寺、⑯性海寺 【歴史的建造物・選定】太山寺/観音堂、羅漢堂、釈迦堂、経蔵、護摩堂、阿弥陀堂、如意寺/仁王門、福聚院/本堂、文殊堂、庫裡、表門 性海寺/土蔵、鐘楼、手水舎、仁王門、福智院/薬医門、庫裏、土蔵、納屋 龍華院/門、土堀、庫裏、土蔵、井戸	指定/9 選定/18		

指定有形文化財

絵 画

ぜんしょう じ きゅうほうじょうしょうへき が  
禅昌寺旧方丈障壁画

1件9点

所在地 須磨区禅昌寺町2丁目5番1号

所有者 宗教法人 禅昌寺

制作年代 江戸時代（十七世紀前半）

材質技法・員数・法量（cm）

紙本著色花木図 六曲屏風 四隻

A隻 （本紙）縦 171.3×横 353.2 / B隻 （本紙）縦 171.8×横 353.2

C隻 （本紙）縦 171.8×横 352.9 / D隻 （本紙）縦 171.0×横 353.7

紙本著色花木図 一幅 （本紙）縦 196.8×横 78.5

板絵著色杉戸絵紅葉鳥図二、芦鷺図二 四面（二枚）（内寸）（各）縦 173.0×横 85.0

[概要]

須磨区板宿の古刹・神撫山禅昌寺は、南北朝時代、十四世紀後半に月菴宗光（1326～89）が開創した臨済宗南禅寺派の寺院である。中世には南禅寺真乗院の末寺として栄えたが、天正六～八年（1578～80）三木合戦の兵火で荒廃したと伝えられる。慶安年間（1648～1652）に再興を果たすと、南禅寺派中本山に位置付けられた。慶安二年（1649）、三代将軍・徳川家光の朱印状で境内山林の永年課役が免除されると、歴代将軍から朱印状を受けて特権を保障されてきた。

禅昌寺には、本尊「木造十二面観音菩薩坐像」（室町時代、明德三年（1392））、「絹本著色月菴宗光禅師頂相」（南北朝時代、永徳四年（1384））、「九条袈裟 伝月菴宗光所用」（南北朝時代、十四世紀）と三件の市指定有形文化財をはじめ、数多くの文化財が伝わる。そのなかに、現在は六曲屏風四隻、掛軸一幅、杉戸絵四面（二枚）の「旧方丈障壁画」がある。近世の再興時に移築されたという建築（旧方丈。現存せず）の障壁画の一部である。『摂津名所図会』（寛政八年（1796））によると、三木合戦後の荒廃を案じた豊臣秀吉が伏見城の御殿と、狩野永徳（1543～1590）の障壁画を移築したという。「豊国亭」とも称された旧方丈は、明治十三年（1880）十月二日に火災に遭い、障壁画は「紅葉の妻戸をはずして出したのと、四枚の狩野の中仕切の襖と、押張の壁の画が六坪ばかり」（『武井百耕回顧録』第三十五卷（明治三十三年、武井家文書））を除いて焼失した。明治十四年（1881）に再建された新方丈では、救出された障壁画が「狩野の間」に用いられたが（同回顧録）、大正四年（1915）九月、保存のために襖絵は屏風に改装された。各隻の裏面には、宝物として永久に保存に注意すること、山門不出とすること、毎年一度は専門家の調査を実施することが「警告」とし



て記される。

令和二年（2020）、旧方丈障壁画が再発見されると、特別展「須磨の名刹 禅昌寺の至宝」（百耕資料館（須磨区板宿町））で掛軸、杉戸絵が公開された。その後、作品紹介が刊行され、神戸市内に伝わる近世絵画として評価されつつある。

### [所見]

もとは一連の障壁画（襖・壁貼付・杉戸絵）と考えられる。狩野永徳が描いた伏見城御殿の障壁画という伝承は、伏見城の築城年と永徳の没年に齟齬があり、永徳の豪放、鋭敏な巨木表現とも大きな隔りがある。

紙本著色花木図のうち、B隻・D隻は永徳の弟子・狩野山楽（1559～1635）や桃山絵画の画風をよく理解した画家が描いている。一方、A隻・C隻は狩野興以（？～1636）や狩野探幽（1602～1674）など、江戸時代前期の狩野派の画風を示す。桃山の狩野派の遺風と、江戸前期の狩野派の画風が併存しており、江戸時代、十七世紀前半頃の狩野派が工房を率いて手掛けた。掛軸は、屏風と比較すると出来栄えにやや隔りはあるが、同時期の工房作の範疇と考えたい。杉戸絵は、屏風と同時期の工房作と考える。

旧方丈障壁画の移築には、南禅寺のかかわりが想定される。慶長十八年（1613）、禅昌寺に伝わる「一切経」（重要文化財、南禅寺蔵）を豊臣秀頼が所望した。南禅寺金地院の以心崇伝（1569～1633）は他宗へ渡るのを避けるため、翌年に南禅寺真乗院（禅昌寺の本寺）の賛成を得て、「一切経」を南禅寺へ移している。その後、慶安年間の禅昌寺再興では、金地院の最岳元良（？～1657）が尽力した（「神撫山禅昌寺境内間敷之覚案」（慶安二年、禅昌寺蔵））。慶安年間にはかつての禅昌寺の景観を復興し、真乗院が所蔵する仏牙舍利宝塔や月菴禅師の頂相、法衣などが禅昌寺に移された（『摂陽群談』（元禄十四年（1701）））。

また、京都・正伝寺には、伏見城伝来という方丈があり、なかには狩野山楽の障壁画を伴う。慶長七年（1602）六月から同十年（1605）末頃に造営された伏見城本丸殿舎のひとつで、元和九年（1623）将軍家光の上洛に際して、伏見城本丸御殿は大坂城内に移築された。寛永三年（1626）十一月、大坂城から金地院に移築後、最岳元良が承応元年（1652）に正伝寺へ寄附し、翌年に移築されている。

これらを照らし合わせれば、旧方丈障壁画は、慶安年間、最岳元良が禅昌寺再興のために南禅寺（特に真乗院）から他の什物とともにもたらした可能性が考えられる。元禄元年（1688）の境内絵図には方丈があり、遅くとも十七世紀末には建築、障壁画とも禅昌寺にもたらされた（「帝釈神撫山禅昌寺境内絵図」（禅昌寺蔵））。三百年以上にわたり、神戸に伝わる近世絵画として希少な上、神戸市内では大規模な近世障壁画は類例がない。

以上のように、禅昌寺旧方丈障壁画は、近世障壁画の希少な現存作品として、神戸の美術史上きわめて重要である。

【図】

紙本著色花木図 六曲屏風 四隻



A 隻



B 隻



C 隻



D 隻

紙本著色花木図 一幅



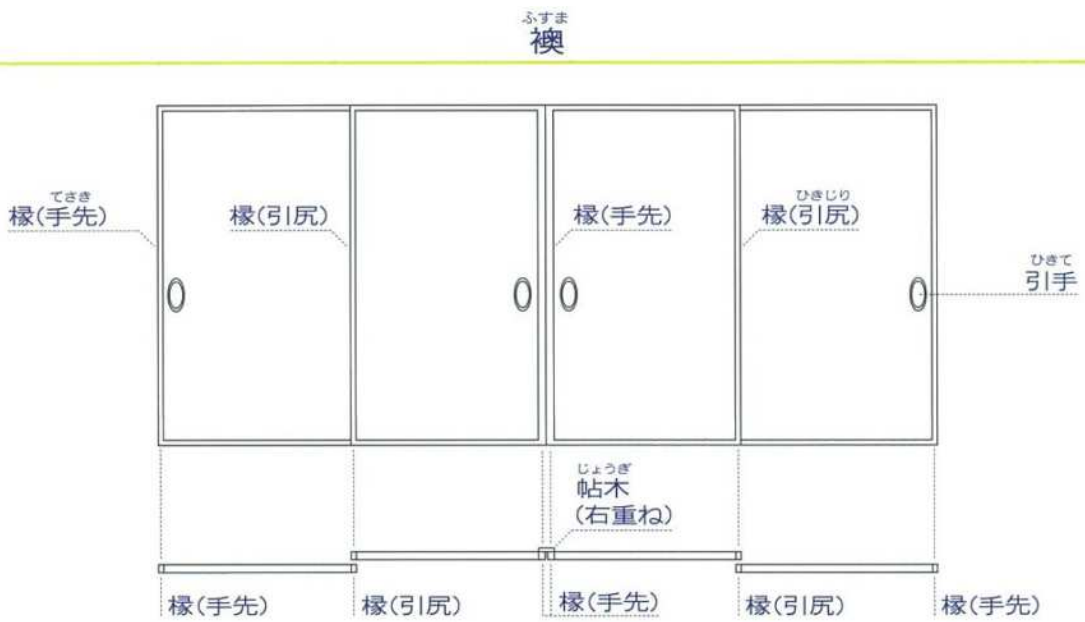
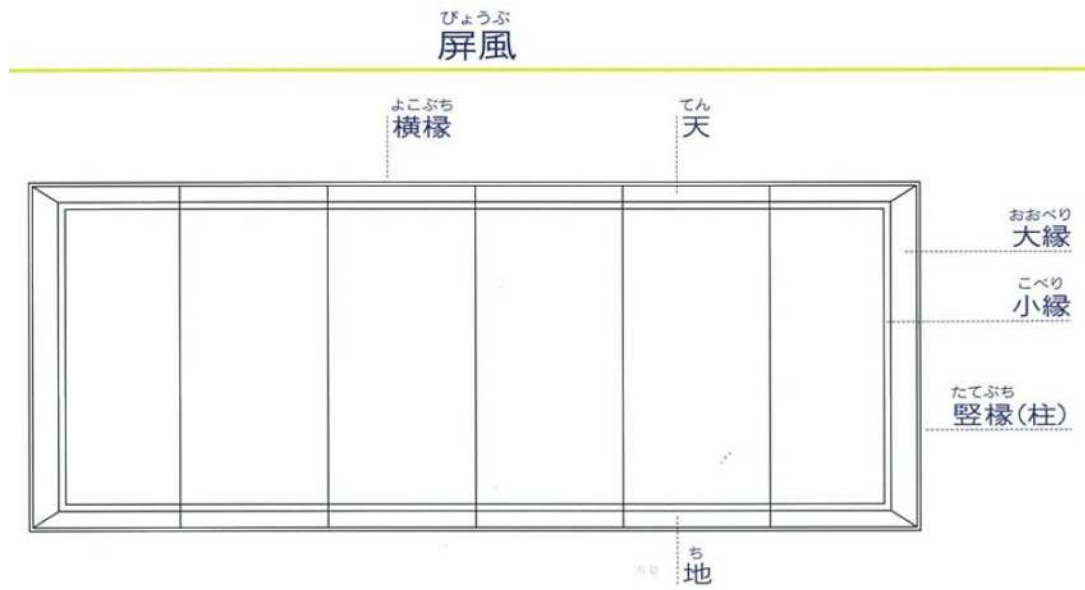
板絵著色杉戸絵紅葉鳥図、芦鷺図 四面（二枚）



板絵著色杉戸絵紅葉鳥図、芦鷺図 四面（二枚）



【参考】



(『名品とともに楽しむ表装の美』展図録 (岡山県立美術館、2008) より引用)

## 神戸市文化財保存活用地域計画について

### 1. 地域計画作成の経緯

平成30年度	文化財保護法改正により文化財保存活用地域計画が明文化
令和2年4月～令和4年3月	文化財保護審議会及び文化財保存活用地域計画協議会において計画内容について意見聴取の上、計画案作成
令和3年12月～1月	パブリックコメント実施（意見提出2名）
令和4年4月～6月	文化庁照会及び関係省庁照会
令和4年6月下旬	計画書提出
令和4年7月22日	文化審議会にて諮問・答申を受け、同日文化庁長官認定

### 2. 神戸市文化財保存活用地域計画の概要（計画概要参照）

計画期間：令和4年度～令和13年度

神戸市の歴史文化の特徴

- ①兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち
- ②六甲山系と瀬戸内海とともに生きるまち
- ③復興と創造のまち

↓※これからの歴史文化の特徴を継承するために

神戸市における文化財の保存・活用に関する方針・措置を規定。

方針及び措置

○主体から見た文化財の保存・活用

「まもる」（保存）・「いかす」（活用）・「つたえる」（継承）の3つのテーマ設定  
・「文化財をまもる」

方針：所在調査の推進・指定や調査体制の整備・埋蔵文化財調査の実施等

措置：悉皆調査・神戸歴史遺産の認定及び文化財指定等

・「文化財をいかす」

方針：情報提供の充実・文化財の公開の推進・観光プランの検討等

措置：映像等による文化財情報の発信・伝統的な祭り行事の実施

・「文化財をつたえる」

方針：継承に関する支援・文化財の保護体制の強化等

措置：修理等への助成・歴史的建造物の保存・活用

○地域性から見た文化財の保存・活用

「六甲山系南麓地域」と「北部・西部地域」に地域を設定。

・「六甲山系南麓地域」

方針：伝建の保護・市内施設の整備の推進・日本遺産の活用等



措置：旧トーマス住宅等の耐震化・ガイド育成など日本遺産の活用  
・「北部・西部地域」

方針：茅葺建物の保護・農村ツーリズム事業への支援等

措置：茅場育成・農村ツーリズム事業・特色ある小学校づくり等

○重点事業の設定（上記から特に重点的に実施する事業をピックアップ）

・神戸歴史遺産制度

・様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業（KCPRとの連携）

・史跡等の整備（モデル事業 史跡五色塚（千壺）古墳小壺古墳）

### 3. 推進体制

神戸市（文化スポーツ局文化財課・市立博物館ほか関連部署が事業実施）

文化庁・兵庫県（各種申請受付・指導及び助言）

市民・地域団体・文化財所有者・大学・教育機関等（立場に応じ保存・活用）

企業（主に活用事業の展開）

神戸市文化財保存活用地域計画協議会・神戸市文化財保護審議会（意見聴取）

### 4. 今後の神戸市文化財保存活用地域計画協議会と神戸市文化財保護審議会の役割

議題：文化財保存活用計画の進捗確認・課題抽出、関連文化財群等検討等

・神戸市文化財保存活用地域計画協議会

構成メンバー：文化財所有者・観光・文化施設・マスコミ・大学・市民等

役割：各方面からの意見聴取

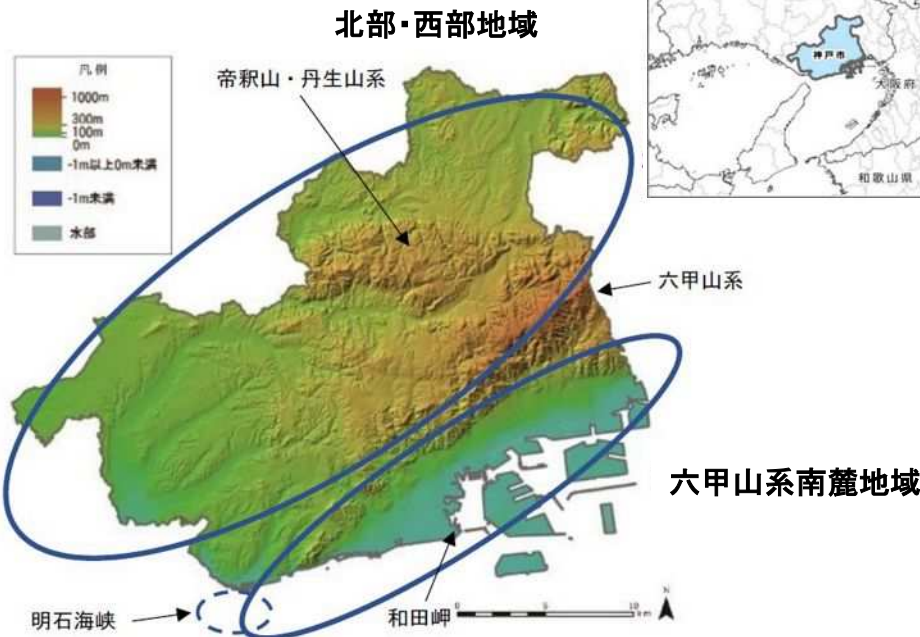
・神戸市文化財保護審議会

構成メンバー：各文化財分野の有識者

役割：専門家としての意見聴取等

# 17 神戸市文化財保存活用地域計画【兵庫県】

【計画期間】 令和4～13年度（10年間）  
 【面積】 約557km<sup>2</sup>  
 【人口】 約151.2万人



## 歴史文化の特徴

- ① **兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち**  
→ 交流の側面からの特徴
- ② **六甲山系と瀬戸内海とともに生きるまち**  
→ 環境と文化の側面からの特徴
- ③ **復興と創造のまち**  
→ 災害復興の側面からの特徴

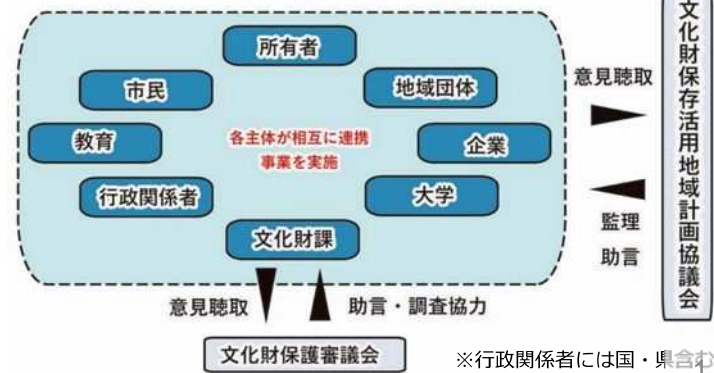
## 指定文化財等件数一覧

文化財の分類		国指定国定	国登録	国指定	県指定	市指定	市登録	市認定	兵庫県	市認定	市選定	合計件数
有形文化財	建造物	23	108	-	17	26	19	0	-	-	-	193
	絵画	46	0	-	0	10	0	0	-	-	-	56
	彫刻	21	0	-	6	23	0	0	-	-	-	50
	工芸品	17	0	-	4	7	0	0	-	-	-	28
	歴史資料	0	0	-	1	1	0	0	-	-	-	2
	書・跡・古文書	12	0	-	3	5	0	0	-	-	-	20
無形文化財	考古資料	14	0	-	0	15	0	0	-	-	-	29
	石造物	-	0	-	(B)+A	15	0	0	-	-	-	15
	芸能	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1
	工業技術	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1
	有形民俗文化財	2	0	-	3	1	0	0	-	-	-	6
	無形民俗文化財	1	-	-	2	1	24	4	-	-	-	32
記念物	遺跡	6	0	-	2	5	0	11	-	-	-	27
	名勝地	2	2	-	1	6	0	0	-	-	-	11
伝統的建造物群	動物・植物・地質植物	1	0	-	4	7	0	0	-	-	-	12
	重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	-	(C)+B	-	-	-	-	-	1
文化遺産保存区域	伝統的建造物	-	-	-	-	-	-	-	-	3B+C	-	3B
	文化遺産保存区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9
歴史公園	歴史公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47
	選定保存技術	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3
合計件数		146	110	3	45	125	43	16	38	9	47	581

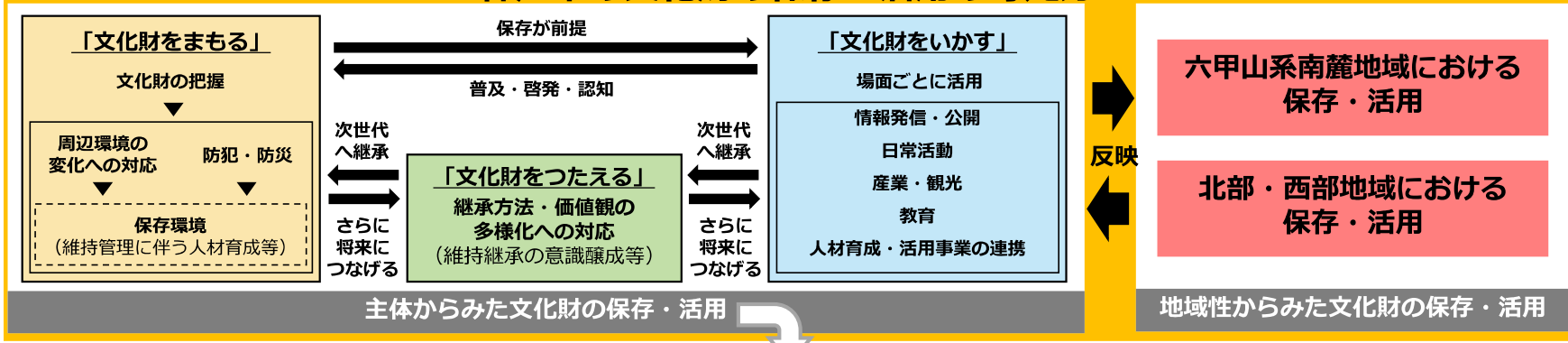
\*A: 国指定建造物17件の内9件に對しては、神戸市の分類で石造物として再編した。  
 \*B: 重要伝統的建造物群保存地区は、市の指定を受けた上で国の選定を受けている。  
 \*C: 伝統的建造物(津島)には重要文化財2件が再編されている。  
 \*D: 地域文化財=神戸市に指定されている(名称: 旧跡・祭り)

指定等文化財は、581件  
 未指定文化財は、5,070件把握

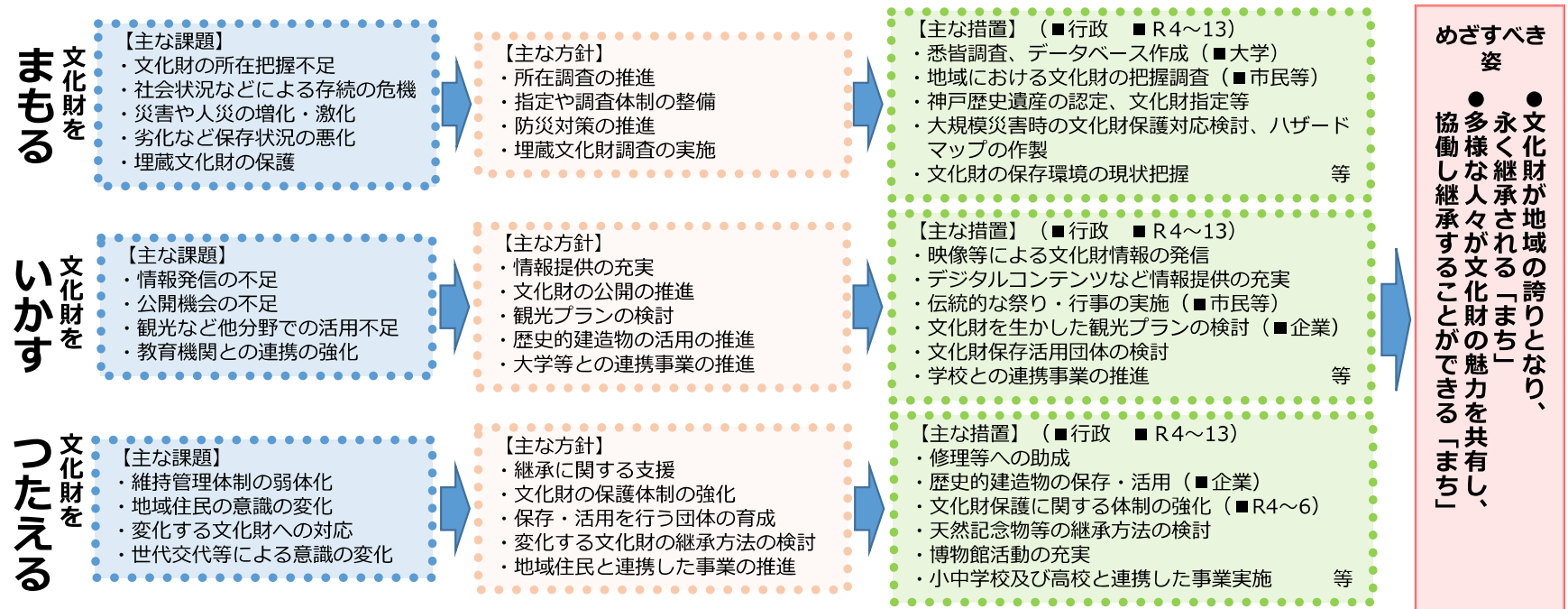
## 推進体制



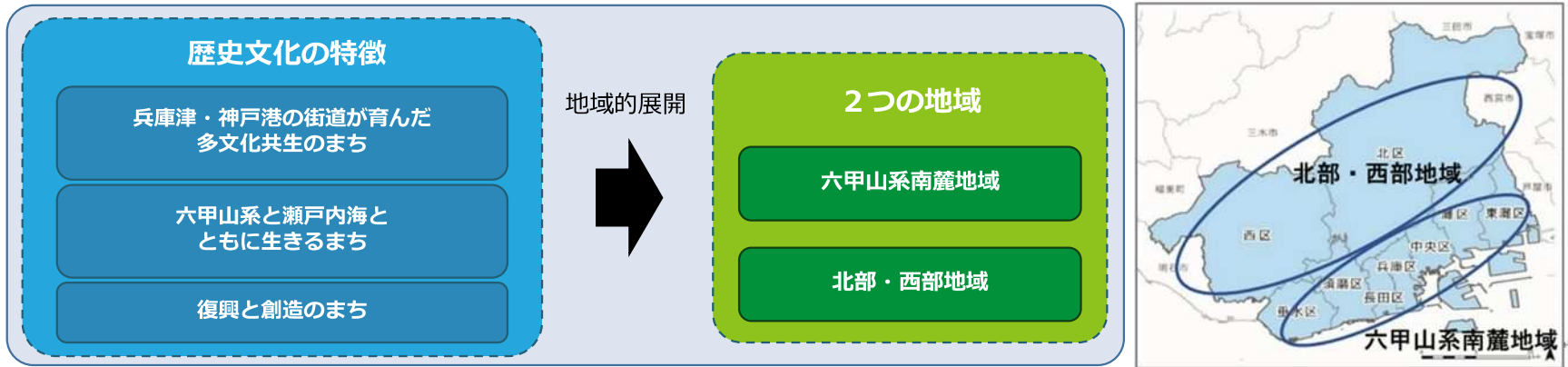
# 神戸市の文化財の保存・活用の考え方



## 主体から見た文化財の保存・活用



# 地域性から見た文化財の保存・活用



## 六甲山系南麓地域

**【主な課題】**

- 文化財の滅失等による景観の変化
- 新旧住民の交流の機会の不足
- 文化財の観光等への活用機会の充実
- 個別の保存活用計画の不足

**【主な方針】**

- 重要伝統的建造物群保存地区の保護
- 伝統的な祭り・行事を生かしたまちづくりの推進
- 市内史跡整備の推進
- 日本遺産の活用
- 個別の文化財保存活用計画の作成

**【主な措置】**

- 文化財保存活用計画の作成 ■行政 ■R4～13
- 旧トーマス住宅・旧ハンター住宅の耐震化工事 ■行政 ■R4～13
- 五色塚古墳（千壺）小壺古墳整備基本計画に基づく事業 ■市民・地域団体、所有者、企業 行政 ■R4～13
- 兵庫と灘五郷地域での日本遺産に関する事業（ガイド育成、WS、シンポジウム、未指定文化財の資料収集、マーケティング調査、HP作成など） ■市民・地域団体、所有者、企業 ■R4～13 等

## 北部・西部地域

**【主な課題】**

- 高齢化や人口減少など
- 文化財の周知や活用不足
- 文化財のPR不足

**【主な方針・措置】**

- 茅場育成など修理資材の確保
- 文化財建造物の活用
- 農村ツーリズム事業への支援
- 小学校づくりへの文化財の活用

**【主な措置】**

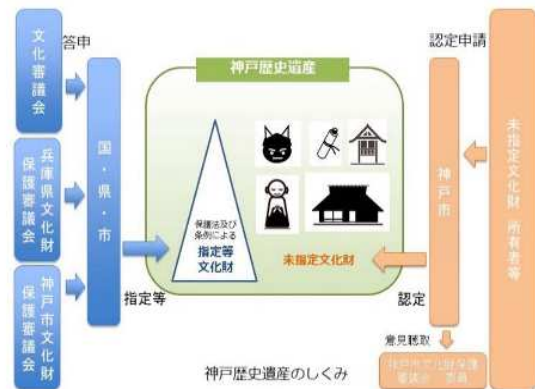
- 防災設備設置事業の実施 ■市民・地域団体、所有者、行政 ■R4～13
- 茅葺建物の保存・利活用の検討・推進（茅場育成等素材の確保、茅葺建物の利活用の推進） ■市民・地域団体、所有者、行政 ■R4～13
- 農村ツーリズム事業への支援 ■市民・地域団体、所有者、行政など ■R4～8
- 特色のある小学校づくり ■教育、市民・地域団体・行政など ■R4～13 等

# 新しい取り組みにおける重点事業

## 1. 神戸歴史遺産制度

- 行政
- R4~13

社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物など地域の歴史を物語る貴重な遺産を認定し、認知度の向上と継承意欲の醸成を図り、経済的な支援を行う



### 助成の仕組み

事業費のうち、所有者等が負担する費用を目標額として、ふるさと納税等の寄附を募集

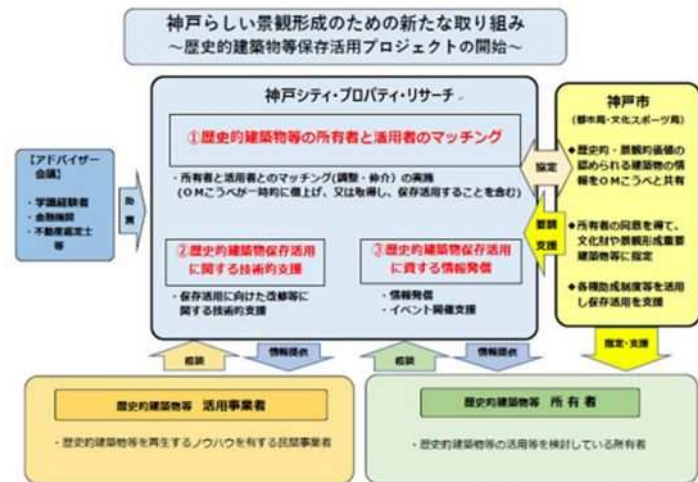
集まった寄附額と同額を神戸市が負担する「マッチングファンド方式」で助成を実施



## 2. 様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業

- 市民・地域団体、所有者、企業、行政
- R4~13

行政と民間企業の社会貢献事業との連携による歴史的・景観的に重要な建造物の活用の推進



## 3. 史跡等の整備

- 行政
- R4~13

- ・ 前方部基石再整備
- ・ 埴輪列復元
- ・ 島状遺構・通路状遺構の復元整備
- ・ 島状遺構の遺構明示
- ・ 周溝など遺構明示
- ・ 埋葬施設の遺構明示等
- ・ 重要文化財埴輪の保存
- ・ アクセスルートのサイン計画 (■R3~4)
- ・ デジタルコンテンツの開発
- ・ 展示・サービス施設の整備 (■R4~8)
- ・ 管理及び便施設の設定・更新 (■R4~8)
- ・ 広場、多目的広場の整備、周囲の植栽 (■R4~8一部実施)
- ・ 史跡地内のアスファルト舗装整備
- ・ 地域関連文化財の情報発信

モデル事業として、作成済みの「史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳整備基本計画」に基づく、整備事業を実施



## 【参考】 関連計画等

- ・ 日本遺産  
「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」 (H29年度)
- ・ 日本遺産  
「伊丹諸白」と「灘の生一本」～下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」 (R2年度)

## 令和3年度 文化財課の事業報告概要

### 建造物等

○保存修理事業 計17件 次ページ表参照

○茅場建物保存事業

・茅葺建物保存のための茅場設置

721 千円

### 埋蔵文化財

○発掘調査事業 422,838 千円

○埋蔵文化財啓発事業 3,330 千円

・埋蔵文化財センター企画展示

「史跡指定100年記念 国史跡・五色塚古墳のあゆみ」

「神戸市埋蔵文化財センター開館30年記念 『福原京』の考古学」

「神戸・うつりかわる町とくらし2～昭和ノスタルジー～」

・体験考古学講座 9回実施（気象警報発令により1回中止）

・連続講座こうべ考古学 7回

・「五色塚古墳まつり」（6月19日（土）中止。霞ヶ丘小学校6年生による埴輪づくりは実施。埋蔵文化財センターにおいて6月29日（火）～8月22日（日）まで展示）

・「おおとし山まつり」（11月3日（水・祝）開催）

・発掘調査報告書刊行

## 1. 令和3年度 保存修理事業（報告）

### 市指定・登録文化財・市認定伝統的建造物修理

事業名	事業内容	市執行額	備考
市指定文化財 保存修理補助	「性海寺境内八幡神社本 殿」保存修理補助	6, 0 4 1 千円	事業費 9,061千円 負担率 市2/3 所有者1/3
市指定文化財 保存修理補助	「性海寺本堂」 保存修理補助	7, 7 4 4 千円	事業費 11,617千円 負担率 市2/3 所有者1/3
市指定文化財 保存修理補助	「塩野家住宅」 保存修理補助	3, 4 6 8 千円	事業費 6,855千円 負担率 市50% 所有者50%
市指定文化財 保存修理補助	「住吉神社本殿」（西区押 部谷町）保存修理補助	6 3 3 千円	事業費 950千円 負担率 市2/3 所有者1/3
市指定文化財 保存修理補助	「百済家住宅」 保存修理補助	3 1 3 千円	事業費 368千円 負担率市85% 所有者15%
市指定文化財 保存修理補助	「百済家住宅」 火災報知器機修理補助	1 8 千円	事業費 22千円 負担率市83.3% 所有者16.7%
市指定文化財 保存修理補助	「前田家住宅」 保存修理補助	2 4 2 千円	事業費 275千円 負担率市88.3% 所有者11.7%
市指定文化財 保存修理補助	「谷家住宅」 保存修理補助	5 7 千円	事業費 60千円 負担率市95% 所有者5%
市指定文化財 保存修理補助	「谷家住宅」 火災報知器修理補助	1 8 千円	事業費 19.8千円 負担率市95% 所有者5%
市指定文化財 保存修理補助	「番匠家住宅」 屋根保存修理補助	1 4 3 千円	事業費 153千円 負担率市93.3% 所有者6.7%
市指定文化財 保存修理補助	「番匠家住宅」 土塀保存修理補助	2 0 5 千円	事業費 220千円 負担率市93.3% 所有者6.7%
市登録文化財 保存修理補助	「赤井家住宅」 保存修理補助	2 1 4 千円	事業費 429千円 負担率 市1/2 所有者1/2
市登録文化財 保存修理補助	「辻井家住宅」 保存修理補助	1 1 千円	事業費 22千円 負担率 市1/2 所有者1/2
市登録文化財 保存修理補助	「清内家住宅」 保存修理補助	7 千円	事業費 15千円 負担率 市1/2 所有者1/2



市登録文化財 保存修理補助	「岡家住宅」 保存修理補助	33千円	事業費 66千円 負担率 市1/2 所有者1/2
市認定伝統的建造物 保存修理補助	「北野天満神社」 保存修理補助	12,507千円	補助対象事業費 19,415千円 事業費負担率 修理市2/3、所有者1/3 修景市1/2、所有者1/2
市認定伝統的建造物 保存修理	「旧アメリカ領事館」 保存修理補助	49,888千円 (景観政策課)	補助対象事業費 99,776千円 事業費負担率 国1/2、所有者(市) 1/2

## 2. その他

### 県指定文化財「内田家住宅」啓発事業 (\*は一般公開日以外の事業)

内 容	開 催 日
かやぶき民家「内田家住宅」夏休み特別公開	7月23日・24日、 8月1日・6日・22日・27日
一般公開	7・8・9・10・11月の土曜日
中秋の名月観月会	9月21日
大掃除とお楽しみ会	12月18日
地元小学校との連携授業 2校・2回程度予定	6月・3月

### 啓発事業

内 容	開 催 日	参 加 者 数
国登録文化財 旧和田岬灯台見学会	令和3年10月31日	321人
重要文化財「布引ダム」を訪ねよう	令和3年12月11日	16人

文化財課所管の文化財の公開等活用の状況

内 容	令和3年度の公開状況 ※は、新型コロナウイルス感染症の影響	令和3年度 来場者数
国指定重要文化財 風見鶏の館（旧トーマス住宅）	平成16年度から指定管理者による有料公開 入館料収入 20,955千円（R3） ※4月25日～5月11日閉館。5月12日～7月11日1時間短縮。6月11日～7月11日売店土日のみ営業。8月20日～9月30日1時間短縮。R4.1月27日～3月6日2時間短縮。	71,785人
市認定伝統的建造物 ラインの館	平成31年4月22日公開再開、指定管理者による無料公開 ※風見鶏の館と同様	76,721人
国指定重要文化財 旧ハンター住宅	4月・5月・10月（水曜休） 6・7・9・11・12・3月の土日祝・春休み期間公開 ※4月～5月の公開中止。6月は2日間のみ公開。	27,753人
国指定重要文化財 旧ハッサム住宅	春・秋・イベント開催時 公開 ※4月の公開中止。	13,493人
国指定重要文化財 船屋形	秋 外観公開 11月27日（土）・28日（日） ※春：公開中止。	1,354人
県指定重要文化財 内田家住宅	一般公開 32日（夏季特別公開日含む） イベント・講座開催時公開 （学校団体含む） ※4・5月の公開を中止。	348人
国指定史跡 五色塚古墳	無料公開	39,090人

※埋蔵文化財センターは、4月25日（日）～5月11日（火）休館。5月12日（水）再開。

## 令和3年度 埋蔵文化財事業総括表

No.	内 容	件 数
1	発見・発掘届	590 件
	i 民間の事業に伴う発掘届(保護法第93条)	546 件
	ii 公共の事業に伴う発掘通知(保護法第94条)	44 件
	iii 発見届(保護法第96条)	0 件
2	開発行為事前審査等各種申請	61 件
3	試掘調査(依頼件数)	84 件
	i 公共関連	7 件
	ii 民間関連	77 件
4	発掘調査(大規模確認調査も含む)	24 件
	i 公共事業に伴う発掘調査	8 件
	ii 民間の事業に伴う発掘調査	16 件
5	工事立会	74 件
6	整理作業	4 件

発掘調査面積 (単位: m<sup>2</sup>)

	公共事業関連	民間事業関連	合計
調査面積	17,492	6,028	23,520
延調査面積	20,047	8,018	28,065

## 令和3年度・埋蔵文化財センター

### 入館者人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別	2,835	1,217	1,378	1,851	1,600	1,717	1,986	2,400	839	2,351	2,943	2,952
累計	2,835	4,052	5,430	7,281	8,881	10,598	12,584	14,984	15,823	18,174	21,117	24,069

※4月25日～5月11日までコロナ対応休館

### 団体入館者数

神戸市内の小学校団体	24校	1,161人
その他の学校団体	12校園	614人
一般団体	22団体	436人
合計	58団体	2,211人

### 企画展示（入館者数）

展示会名	会期月別	開館日数	入館者数
史跡指定100年記念 国史跡・五色塚古墳のあゆみ	4/17（土）～7/25（日）	72	5,068
神戸市埋蔵文化財センター開館30年記念 「福原京」の考古学	8/28（土）～11/28（日）	77	6,396
神戸・うつりかわる町とくらし2 ～昭和ノスタルジー～	1/16（土）～3/7（日）	43	5,837
展示開催日数・入館者数		143	17,301

4/25～5/11まで新型コロナ対応休館

### 特別講演会（企画展関係）

	月 日	講演名	参加者数
1	5月29日	五色塚古墳発掘調査史 丸山潔氏	55
2	6月26日	歴史のなかの五色塚古墳 京都府立大学文学部教授 菱田哲郎氏	63
3	7月3日	五色塚古墳の造営と埴輪生産 奈良文化財研究所 廣瀬覚氏	61
4	10月16日	福原京と西摂津・東播磨地域 神戸大学大学院人文学研究科教授 市沢哲氏	66
5	11月6日	福原遷都の政治史的意味—都遷か離宮か 神戸大学名誉教授 高橋昌明	74
合 計			319

### 企画展関連ワークショップ他

	月 日	講演名	参加者数
1	6月5日	ミニ埴輪をつくろう	16
2	7月10日	ペーパークラフトで五色塚古墳をつくろう	21
3	11月20日	「福原京」ウォーク	29
4	2月5日	昭和の外遊び	113
5	2月13日	神戸空襲の体験を語る会	75
6	2月20日	昭和の車 大集合	774
7	3月6日	マリンバコンサート	150
合 計			1,178

## 連続講座「こうべ考古学」

※新型コロナ対応方針に基づき入場者制限の上実施

	月日	講演名	参加者数
1	6月12日	こうべの縄文時代	61
2	7月17日	こうべの弥生時代	73
3	9月25日	こうべの古墳時代	68
4	10月23日	こうべの奈良・平安時代	77
5	11月27日	こうべの鎌倉・室町時代	77
6	1月22日	こうべの江戸・明治時代	67
7	2月26日	こうべの遺跡と保存科学	60
合計			483

## 地域連携事業

桜まつり	中止	人
五色塚古墳まつり	中止	人
西図書館連携「スタンプラリーお宝大ぼうけん8」	348	人
自由研究相談室：神戸の遺跡相談室	中止	人
櫛谷川まつり	中止	人
おおとし山まつり 2018	665	人
とんど祭り	264	人
参加者総数	1,277	人

## 体験考古学講座

	月日	講座名	参加者数		
			大人	子供	合計
1	7月26日	土器をつくろう	61	66	127
2	8月1日	火おこし器をつくろう	41	52	93
3	8月2日	古代の鏡をつくろう	44	40	84
4	8月8日	勾玉をつくろう(1)	65	68	133
5	8月22日	古代の編み機をつくってコースターをつくろう	気象警報発令により中止		
6	8月23日	銅鐸をつくろう	18	23	41
7	9月12日	勾玉をつくろう(2)	49	50	99
8	9月27日	古代の染物をしよう	16	14	30
9	11月14日	竪穴住居を建てよう	13	11	24
10	1月30日	縄文土器をつくろう①～形を作る～	19	12	31
	3月6日	縄文土器をつくろう②～土器を焼く～	20	15	35
合計			346	351	697

※新型コロナ感染症対策として全事業中止

## 出張体験考古学講座・出張授業

市内小学校ほか	18 団体	1,228 人	(小学校15、公民館1、文化センター1、図書館1)
出張講演会	4回	167 人	

## 出張展示（館外展示）

- ①道場町文化祭「道場町文化財展」  
令和3年11月2日（火）・3日（水） 中止
- ②神戸学院大学図書館（博物館実習生による）  
「かわいい考古学」  
令和3年11月6日（土）～11月27日（土） 3,702 人

## 出張展示（局内連携事業）

- ①神戸市立中央図書館 「五色塚古墳を知ろう！」

令和3年5月11日（火）～6月4日（金）  
②東灘区文化センター 「住吉の遺跡展」  
令和3年5月22日（土）～6月7日（月）

## 令和3年度刊行物一覧表

『岡本東遺跡 第3次発掘調査報告書—六甲山南麓地域における律令期遺跡の調査—』  
令和4年3月

『雪御所遺跡 第5次発掘調査報告書』 令和4年3月

『平成30年度 神戸市埋蔵文化財年報』 令和4年3月

『史跡指定100年記念 国史跡・五色塚古墳のあゆみ』 令和3年4月

『神戸市埋蔵文化財センター開館30年記念 「福原京」の考古学』 令和3年8月

『神戸うつりかわる町とくらし2～昭和ノスタルジー～』 令和4年1月



## 令和4年度 文化財課の事業計画概要

### 建造物等

○保存修理事業 計13件 次ページ表参照

○茅場建物保存事業

・茅葺建物保存のための茅場設置 800千円

### 美術工芸品

○保存修理事業

・国指定重要文化財「児観音縁起」(香雪美術館)保存修理事業補助 619千円

・県指定重要文化財「寿福寺美術工芸品」保管施設防災設備修理事業補助 308千円

### 埋蔵文化財

○発掘調査事業 427,000千円

○埋蔵文化財啓発事業 3,991千円

・埋蔵文化財センター企画展示

「神戸でいちばん！ーくらべてみよう、遺構や遺物ー」、「元素でたどる考古学」、

「神戸・うつりかわる町とくらし3～昭和ノスタルジー～」

・体験考古学講座 10回

・連続講座こうべ考古学 7回

・「五色塚古墳まつり」(6月18日(土))

・「おおとし山まつり」(11月3日(水・祝))

・発掘調査報告書刊行

## 1. 令和4年度 保存修理事業（予定）

### 国・県指定等文化財修理

事業名	事業内容	市執行額	備考
国指定重要文化財 耐震診断	「旧トーマス住宅（風見鶏の館）」耐震補強工事 実施設計業務補助	12,210千円	事業費 12,210千円 負担率 国1/2 市（所有者）1/2
国指定重要文化財 耐震化事業	「旧ハンター住宅」耐震 診断・実大実験	14,000千円	事業費 28,000千円 負担率 国1/2 市1/2
国指定重要文化財 防災設備整備事業	「若王子神社本殿」防災 設備事業補助	3,332千円	事業費 40,000千円 負担率 国85% 県5% 市8.33% 所有者1.67%
国指定重要文化財 保存修理事業	「児観音縁起」（香雪美 術館）保存修理事業補助	557千円	事業費 3,715千円 負担率 国55% 県15% 市15% 所有者15%
県指定重要文化財 防災設備修理	「寿福寺美術工芸品」保 管施設防災設備修理補助	308千円	事業費 462千円 負担率 県0% 市2/3 所有者1/3

### 市指定・登録文化財・市認定伝統的建造物修理

事業名	事業内容	市執行額	備考
市指定文化財 保存修理補助	「性海寺本堂」保存修理 補助	3,500千円	事業費 5,250千円 負担率 市2/3 所有者1/3
市指定文化財 保存修理補助	「春日神社舞台」 保存修理補助	545千円	事業費 654千円 負担率 市83.3% 所有者16.7%
市指定文化財 保存修理補助	「西尾家庭園」 保存修理補助	1,306千円	事業費 1,375千円 負担率 市95% 所有者5%
市指定文化財 保存修理補助	「前田家住宅」 保存修理補助	1,900千円	事業費 2,000千円 負担率 市（予定）95% 所有者5%
市指定文化財 保存修理補助	「大前家住宅」 自動火災報知機設置補助	784千円	事業費 825千円 負担率 市（予定）95% 所有者5%
市指定文化財 保存修理補助	「番匠家住宅」 自動火災報知機設置補助	899千円	事業費 946千円 負担率 市（予定）95% 所有者5%
市認定伝統的建造物 保存修理補助	「旧スタデニック邸」 保存修理補助	3,808千円	補助対象事業費 5,714千円 事業費負担率 修理市2/3、所有者1/3
市認定伝統的建造物 保存修理	「旧アメリカ領事館」 保存修理補助	33,517千円 （景観政策課）	補助対象事業費 67,034千円 事業費負担率 国1/2、所有者（市）1/2

## 2. その他

### 県指定文化財「内田家住宅」啓発事業 (\*は一般公開日以外の事業)

内 容	開 催 日
かやぶき民家「内田家住宅」夏休み特別公開	7月24・31日、 8月7日・21日・28日
一般公開	4・5・7・8・9・10・11月の土曜日
中秋の名月観月会	9月10日
大掃除とお楽しみ会	12月17日
地元小学校との連携授業 例年は 4校・4回程度予定	1月 (1月現在1校のみ)

### 啓発事業

内 容	開 催 日
国登録文化財 旧和田岬灯台見学会	令和4年10月30日

# 令和4年度・埋蔵文化財センター

(令和4年7月31日現在)

## 入館者人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別	4,346	3,197	1,696	1,447								
累計	4,346	7,543	9,239	10,686								

## 団体入館者数

神戸市内の小学校団体	22校	1,194人
その他の学校団体	9校園	390人
一般団体	7団体	162人
合計	38団体	1,746人

## 企画展示等（入館者数）

展示会名	会期	開館日数	入館者数
神戸でいちばん！ーくらべてみよう、遺構や遺物ー	4/16(土)～6/26(日)	62	6,074
元素でたどる考古学	9/23(土)～11/27(日)	55	—
速報展示「こうべ発掘最前線～令和3年度の調査から～」	7/23(土)～8/28(日)	31	—
神戸・うつりかわる町とくらし3～昭和ノスタルジー～	1/14(土)～3/5(日)	43	—
展示開催期間・入館者数		160	6,074

## 記念講演会

	月 日	講演名	参加者数
1	10月23日	弥生時代～古墳時代の赤色顔料 九州国立博物館保存修復室長 志賀智史氏	
2	11月6日	ミュオンが拓く成分分析の新地平 京都橘大学准教授 南健太郎氏	
合 計			0

## 企画展関連ワークショップ他

	月 日	講演名	参加者数
1	10月8日	鋳造でミニ銅鐸をつくろう！	
2	10月29日	体感！考古学ラボ	
3	11月13日	五寸釘でペーパーナイフをつくろう！	
合 計			0

## 連続講座「こうべ考古学」

	月 日	講座名	参加者数
1	7月23日	こうべ発掘最前線～令和3年度の調査から～	60
2	9月23日	発掘された東灘区の歴史	
3	10月22日	発掘された灘区の歴史	
4	11月26日	発掘された中央・兵庫区の歴史	
5	12月24日	発掘された北区の歴史	
6	1月21日	発掘された長田・須磨区の歴史	
7	2月25日	発掘された垂水・西区の歴史	
合 計			60

## 体験考古学講座

	月 日	講 座 名	参加者数		
			大人	子供	合計
1	7月16日	勾玉をつくろう（1）	55	47	102
2	7月24日	火起こし器をつくろう	25	31	56
3	7月30日	古代の鏡をつくろう	30	26	56
4	8月6日	土器をつくろう			
5	8月11日	銅鐸をつくろう			
6	8月20日	古代の編み機をつくってコースターをつくろう			
7	8月27日	勾玉をつくろう（2）			
8	9月10日	古代の染物をしよう			
9	11月12日	茅葺職人さんと竪穴住居を建てよう			
10	1月28日	縄文土器をつくろう①～形をつくる～			
	3月4日	縄文土器をつくろう②～火を焚いて焼く～			
合 計			110	104	214

# 神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例―抜粋―

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものの指定その他の行為を行い、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、並びに法第190条第1項の規定に基づき、文化財保護審議会を設置するとともに、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保全することにより、現在及び将来の市民の文化的向上に資することを目的とする。

## 第2章 神戸市指定有形文化財

### (指定)

- 第6条 市長は、有形文化財（兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定有形文化財に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該神戸市指定有形文化財の所有者に通知して行う。
  - 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該神戸市指定有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
  - 4 第1項の規定により指定をしたときは、市長は、当該神戸市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

## 第10章 神戸市文化財保護審議会

### (審議会の設置)

- 第65条 市長の附属機関として、神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財（法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を含む。以下この章において同じ。）の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に意見を述べるものとする。

### (審議会の組織)

- 第66条 審議会は、20人以内の委員で組織する。
- 2 前項の委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。
  - 3 第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、同項の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 第1項の委員は、再任されることができる。
  - 5 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことが

できる。

6 前項の臨時委員は、市長が委嘱する。

7 第5項の臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解嘱されるものとする。  
(審議会への諮問)

第67条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は第12号に掲げる解除が第27条第4項又は第63条第4項の規定によるものであるときは、この限りでない。

(1) 神戸市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 神戸市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6) 伝統的建造物群保存地区の決定及び取消し(神戸市都市計画審議会(神戸市都市計画審議会条例(平成12年3月条例第105号)第1条に規定する神戸市都市計画審議会をいう。)の所管に属する事項を除く。)

(7) 伝統的建造物群保存地区保存計画の決定及び変更

(8) 神戸市登録文化財の登録及びその登録の抹消

(9) 神戸市地域文化財の認定及びその認定の解除

(10) 神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定及びその選定の解除

(11) 文化環境保存区域の指定及びその指定の解除

(12) 神戸市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(13) 神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

(14) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項

(審議会の運営等)

第68条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則  
— 抜粋 —

第 1 2 章 神戸市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第64条 条例第57条に規定する神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第65条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第66条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会に関する事務を処理する。

(伝建部会)

第67条 審議会に伝統的建造物群保存地区に関する部会（以下「伝建部会」という。）を置く。

- 2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当地区に関する重要な事項を審議する。
- 3 伝建部会は、伝建部会長が招集し、伝建部会長が議長となる。
- 4 伝建部会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 伝建部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第2項に規定する事項のうち、条例第46条第1項の規定による伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、市長が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。

(会長への委任)

第70条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。